

## 静岡県立大学学生証取扱規程

平成31年4月1日 規程第182号

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学学生証（以下「学生証」という。）の発行、再発行及びその他の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(発行)

第2条 学長は、静岡県立大学（静岡県立大学短期大学部を含む。以下「本学」という。）の学生に対し、学生証を発行する。

(有効期間)

第3条 学生証は、卒業、修了、退学若しくは在学年限の満了等の事由による学籍の喪失によりその効力を失う。

(携帯等)

第4条 学生は、学生証を常に携帯し、本学教職員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

(貸与又は譲渡の禁止)

第5条 学生は、学生証を他人に貸与又は譲渡してはならない。

(再発行)

第6条 学生は、学生証を紛失若しくは破損したとき又は改姓等により記載事項に変更が生じたときは、直ちに再発行を申請しなければならない。再発行の手続き等については、別途「学生証の再発行に関する取扱い要領」に従う。

(返還)

第7条 次に該当するときは、遅滞なく学生証を学長に返還しなければならない。

(1) 第3条に定める学生証の有効期間が満了したとき。

(2) 紛失により学生証の再発行を受けた後において、紛失した学生証を発見したとき。

(事務)

第8条 学生証に関する事務は、学生部学生室において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるほか、学生証に関し必要な事項は、教務委員会(短期大学部においては学生委員会)における審議の後、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。